

業務委託における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

1. 遠隔臨場の実施

受注者における「打合せ、立会に伴う移動や手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用カメラ（Webカメラ等）と Web 会議システム等を介して「打合せ」、「立会」と「検査」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『業務委託における遠隔臨場に関する試行要領（以下、「試行要領」という。）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を適用する項目について

遠隔臨場の適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する項目（打合せ、立会、検査）を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 打合せ、立会、検査での確認

受注者が動画撮影用カメラ（Webカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「打合せ」、「立会」と「検査」を行うものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用カメラ（Webカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督員等と協議し決定するものとする。

(3) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、受注者から請求があった場合に直接経費（維持業務に適用する場合は技術管理費（管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」））に積上げ計上する。なお、詳細については、試行要領「6. 費用について」を参照とすること。